

排出量取引の運用に関する専門家委員会運営要領

1. 東京都は、委員会における審議の内容等を、委員会終了後、東京都環境局公式ホームページにおいて公表する。
2. 利害相反の回避のため、委員は排出量取引及び排出量取引の仲介業務を行わないものとする。